

入札監理小委員会
第333回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第333回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成26年9月2日（火）16:55～18:00

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 実施要項（案）の審議

○中部空港合同庁舎他3施設維持管理業務（財務省）

○中小企業大学校における企業及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務並びに施設の運営等業務（東京校）（（独）中小企業基盤整備機構）

2. その他

<出席者>

（委 員）

稲生主査、石村専門委員、古笛専門委員、清水専門委員、小松専門委員

（財務省名古屋税関）

総務部会計課 小島課長、田中課長補佐、梅田営繕係長

（（独）中小企業基盤整備機構）

経営支援部人材支援グループ 伊藤グループ長、岩本審議役

経営支援部人材支援グループ大学校運営支援課 早川課長

総務部総務課 落合課長

（事務局）

新田参事官、金子参事官

○稲生主査 ただいまから第333回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、「中部空港合同庁舎他3施設維持管理業務」、「中小企業大学校における企業及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務並びに施設の運営等業務（東京校）」の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、「中部空港合同庁舎他3施設維持管理業務」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、名古屋税関総務部会計課小島課長より御説明をお願いしたいと存じます。説明は15分程度でよろしく申し上げます。

○小島課長 名古屋税関会計課長の小島と申します。

それでは、対象事業の概要について御説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、今回の対象事業は、平成25年6月に閣議決定されました「公共サービス改革基本方針」に基づき、財務省名古屋税関の関連施設であります中部空港合同庁舎、中部空港CIQ庁舎、中部空港旅客ターミナルビル官庁部分、中部空港麻薬探知犬管理センターの4施設について、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、一体的に維持管理業務等を実施するものでございまして、同方針に沿って実施要項（案）、仕様書（案）を作成いたしました。

また、本件対象となります4施設の維持管理業務の調達については、既に平成24年度から包括的に一体の契約としており、民間事業者との良好な協力関係を醸成しつつ、諸般の運営が円滑にされている現状にあります。今回、新たな取り組みが、365日24時間運用の多数の利用者がある主要空港におけるさらなる公共サービス改革の増進につながることを期待しているものでございます。

実施要項等の作成に当たりましては、他機関におけます複数の庁舎管理契約等の先例、それらの御審議を行います各委員の先生方からの御意見や御指摘を踏まえまして、さらに、実施要項の趣旨に、それから、実施状況等の情報開示指示を事務局から頂戴しておりますので、それらを重視しつつ、また、事務局の御指導を幾度も仰ぎながら、業務全体の構成について整合がとれるように意識して作成いたしました。

それでは、本件の維持管理業務におきます民間競争入札実施要項の詳細については、担当課長補佐の田中から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○田中課長補佐 施設の維持管理を担当しております課長補佐の田中と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、実施要項の詳細を説明させていただきます。

まず、本件の対象施設は、中部国際空港島内に所在する中部空港合同庁舎、中部空港CIQ庁舎、中部空港旅客ターミナルビル官庁部分及び中部空港麻薬探知犬管理センターの4施設が対象になっております。

それでは、施設の詳細をお話しいたします。

中部空港合同庁舎は、地上4階建て（4階部分は塔屋）の合同庁舎で、3省4官庁が入居しております。各官庁とも、輸出入される貨物を対象とした業務を行っており、このうち税関の業務としては、適正かつ公平な関税等の徴収、安心・安全な社会の実現、貿易の円滑化を目的にして、輸入貨物に対する検査及び通関業務を24時間体制で実施している庁舎でございます。

続きまして、中部空港CIQ庁舎。こちらは地上7階建ての庁舎で、4省5官庁が入居しております。この中でCIQという言葉がございますが、こちらは税関と入国管理局、検疫、こちらの英語表記した際の頭文字を取ってCIQと申しまして、3機関の総称として使われております。この庁舎には、主にCIQの各事務を総括する部署等が入居し、業務を行っているところでございます。

続きまして、中部空港旅客ターミナルビル官庁部分ですが、こちらは地上4階建ての建物です。ただ、こちらは民間部分の中に官部分があるというようなイメージの官民一体型の建物でございます。このうち、このビルの1階から3階に点在します官庁専用部分のみが今回の対象施設となります。こちらには4省5官庁が入居しております。こちらのビルでは、CIQが主に出入国審査、出入国旅客の携帯品等の検査を24時間体制で実施しております。

最後に4つ目ですが、中部空港麻薬探知犬管理センターは名古屋税関のみが入居する単独の施設ですが、こちらは麻薬探知犬の管理を行っている施設です。実施要項の47ページをごらんいただきますと、こちらに【別紙5】がございます。簡単ではございますが、中部空港島内における各施設の配置図を示してございます。このうち、紙面の右のほうが多半島常滑市になりまして、常滑市との連絡は、名古屋鉄道空港線または有料道路の中部国際空港連絡道路のどちらかということになります。

以上、4施設が本業務の対象施設となっております。

続きまして、実施期間については、先ほど会計課長から御案内いたしましたとおり、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間を予定しております。

対象業務について御説明いたします。

実施要項2ページの(2)ですが、主に「設備運転・監視及び点検・保守」「定期点検等及び保守」「執務環境測定業務」及び「清掃等業務」等の4項目17業務を対象としております。先ほど御説明した4施設が対象ですが、該当する設備がない、または、法的に必要とされていない業務は、施設ごとに区分して、一部を対象外としております。これは3ページの中央に表で表現してございます。

なお、各業務を円滑に遂行するための手段として、事業者に統括管理責任者を選任していただき、包括的な維持管理業務に当たっていただくこととしております。

全体のサービスの質の関係について御説明いたします。7ページになります。

3番として「入札参加資格に関する事項」に、本案件の入札の該当等級は本来「A」ですが、競争性を高めるため「B」及び「C」も含めた等級を競争参加資格として設定して

ございます。また、入札参加グループでの入札についても認めておりまして、代表企業については「A」「B」及び「C」としてございますが、グループ企業については、全等級を「可」として設定してございます。

続きまして、4番として「入札に参加する者の募集に関する事項」は9ページです。今後の入札のスケジュールについては、所要の調整を実施した上で、本年11月下旬頃、官報に公示を予定しております。その後、入札説明及び質疑応答等を行った後、開札、落札予定者の決定を平成27年2月上旬頃に行いまして、平成27年4月からの業務開始を予定しております。

続きまして、11ページでございます。こちらの5番として「対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」でございまして。本業務に最低限必要な履行内容を要求水準としつつも、公共サービス改革基本方針に基づき、民間のノウハウや創意工夫により、より質の高いサービスとコスト意識の両立を図る業務履行を可能とする内容を提案していただくものであることから、落札決定の方法は総合評価落札方式としております。総合評価落札方式のうち、価格当たりの品質が重視されるように除算方式を採用しております。具体的に申し上げますと、必須項目審査において、全てを満たした場合には基礎点100点を付与いたします。ただ、必須項目審査においては5項目ございますが、そのうち1つでも満たさない場合は不合格としております。

それから、加点項目として、維持管理業務全般に係る業務に関する提案、維持管理責任者に対する提案、設備運転・監視及び点検・保守並びに定期点検等及び保守に対する提案、清掃等業務に対する提案、緊急時及び非常時対応の提案の5項目を設定しまして、最高100点を付与します。先ほどの基礎点にこの加算点を加え、1万を乗じて入札価格で除した数値が最も高い者を落札者として決定する予定でございます。

13ページの6番ですが、こちらに従来の実施に要した経費等を、40ページと41ページの【別紙2】に記載しております。

続きまして、13ページにお戻りいただきまして、「公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項」で、国有財産の使用及び使用制限等について記載させていただいております。

次に14ページで、事業者が報告すべき事項等を記載しております。

続きまして、21ページの9番です。民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し、契約により当該公共サービス民間事業者が負うべき責任を記載しております。

同じく21ページに、本業務の実施状況調査の方法について記載してございます。

22ページでは、対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表及び名古屋税関の監督体制について記載してございます。

そのほかとして、従来の実施状況に関する情報を開示の中で示しておりますけれども、

対象としている維持管理業務については、今まで全て委託契約を行っております。

以上、簡単ではございますが、実施要項の説明を終わらせていただきます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

ただいま御紹介いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思いますけれども、皆様いかがでしょうか。

これは施設の面積で言うと、ターミナルビル官庁部分が一番大きいのですか。47ページを見ると、ターミナルビル自体は大きいけれども、金額的にあるいは業務的内容的に言うと、この部分はすごく小さいのですね。だから、大きいビルの中で一部分だけを対象にしているからこういう結果になっていると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○小島課長 そのとおりですね。ターミナルビルは入出国されるお客様の検査スペースが主な場所になります。待合室などについては民のエリアになります。搭乗口等を含めて、これは一切空港会社の管理になりますので、官庁のCIQ部分については限定的と申し上げます。

○稲生主査 わかりました。

○小松専門委員 よくわからないというか、余り知らないで教えていただきたいのですけれども、12ページの総合評価点の出し方ですけれども、これは一般的にこういうふうにやっているものですか。私はあんまりよくわからないのですけれども、点数を価格で割るというような評価の仕方をされているのですけれども、これは割に一般的なのでしょうか。

○稲生主査 除算方式は一般的ですね。価格重視する場合に、こういった形で割り算をするという形です。

○小松専門委員 わかりました。

○稲生主査 今回は、そういう意味で質も重視するけれども、より価格を重視したいと、こういう発想ですね。

○小島課長 そのとおりでございます。

○稲生主査 財務省さんは割とそういうやり方が多いですね。

○小島課長 はい。価格を重視しますが、サービスの質がポイントになると思いますので、双方バランスをとりながら、その配分を検討いたしました。

○稲生主査 ほかにいかがでしょうか。

○小松専門委員 これはどうでもいいことだと思うのですけれども、17ページの電子媒体の提出で、Microsoftの2010となっているのですけれども、最新バージョンは2013ですけれども、2010でよろしいのでしょうか。互換性があると書いてあるから問題はないと思うのですけれども、最新バージョンでない番号が記載されているのは、何か理由があるのかなと思いました。

○田中課長補佐 お答えいたします。今現在、名古屋税関で使っていますのが2010でございましたので、それに合わせて指定させていただきました。ただ、今後、3年間ございますので、当方も更新等があったときのために、「これと互換するファイル」というふうに

表現させていただきましたので、御了承いただければと思います。

○小松専門委員 わかりました。2007がもう打ち切りになってしまったので、あと3年もしたら2010も打ち切りだと思います。

○稲生主査 これまでは1年間の単年契約を行っておられたということで、今回から3年の複数年契約ということで、思い切って長くしたのは結構かと思えますけれども、その点は今まで応札されてきた方たちも、できるならもう少し長くやりたいと、こんなような希望をお聞きいただいていたという、そういう理解でよろしいのでしょうか。あるいは、それを尋ねることなく、とりあえずチャレンジというか、この市場化テストに載せるのであれば、なるべく長めに我々がよくお願いをしているものですから、それに従ったものかと、その点はいかがでしょうか。

○小島課長 現在引き受けておられる事業者さんについては、長いほうがいいと言う方と単年度でもいいと言う方と、それぞれ事情があると思います。空港の独自の事情として、今話題になっていますローコストキャリア（LCC）が中部空港も増便傾向にある。一時、エアアジアジャパンが専用ターミナルをつくるという話も持ち上がっては消え、持ち上がっては消えという状態にあります。今後、国交省の外国旅客の倍増計画といったものに呼応して客数がふえてくれば、そういったターミナルの需要が本格的に計画の俎上に上がると考えております。そういったことを想定して、将来、弾力的な運用可能なように、今回とりあえず3年でチャレンジさせていただきたいと思っております。

○稲生主査 そういう意味では、基本的には検疫とかそういったような部分だから、増便しても、極端に業務量が増えることはないと思うのですけれども、相当便数が増えてくると、そうは言っても、民間は大分体制も変わってくるような感じもするのですけれども、確かにその点でアローワンスが図られるのはもちろんそうですけれども、逆に、契約の中に何かそういったことを盛り込んでいく工夫みたいなものはされているのですか。つまり、今後の業務量の増大に対して、民間の例えばコストが増えるような場合に、これを国の方で負担するようになっているとか、この点は配慮はいかがでしょうか。

○小島課長 その点については、ローコストキャリアはいわゆる外資系の企業でございまして、非常に決断も早ければ、引き揚げも早いと言われております。ですから、既存のターミナルについては、空港会社の努力でキャパシティ一っぱいの朝から晩まで多くしてやると思います。ただ、当初の計画では、専用ターミナルを別途つくるという構想もありますので、そうなりますと、抜本的に予算要求とかいろいろな話が絡んでまいりまして、果たしてどんなニーズになるのか、どんな運用になるのかというのは全く見えない部分があります。そういった点では、そういった憶測の事態をあらかじめ考慮することはなかなか難しい部分がございますので、とりあえず現管理体制の中で最大限の業務量を積算させていただくことを考えております。

○稲生主査 もっと言うと、LCCが減る分には業務量が減るので問題ないと思うのですけれども、増えた場合の業務増大リスクを踏まえた契約になっているかどうかです。

○小島課長 御質問の件は了解いたしました。ただ、施設の運用時間は24時間で割増されませんが、面積の増減もございませんので、便数が増えようが減ろうが、基本的に業者の業務量はほぼ変わらないというふうに理解しております。

○稲生主査 実際に3年ですけれども、そういった新たな業務量の変化というか、LCCで何社か入ってくるとか、こういったようなことは大体3年間の間で急に起こることではないのですか。つまり、大分時間をかけて、そういった増便が達成されるのか。あるいは、突然例えば4月5月ぐらいにLCCから打診があって、国交省でお認めになって、その年度内に増えることが確定して、急にお客様が増えるとか、こういう事態は想定されるものですか。

○小島課長 通常は、増便については、サマースケジュール、ウィンタースケジュールという運航スケジュールがございまして、それに間に合うようにプレスリリースがありますが、急に決まるというのが多いです。

○稲生主査 急に決まることがあるのですか。

○小島課長 はい。運航休止と、これも急に決まったりすることもあります。ですから、概算要求に合わせてなかなか立てづらい部分がありまして、情報収集が必要になってまいります。

○稲生主査 恐らく今回の民間への委託業務が、設備運転・監視、定期点検、執務環境測定、この部分は多分お客様が増えたとしても余り変わらないでしょうね。あえて言えば清掃ですね。客が増えれば、もしかしたら汚されるかもしれないという部分なので、そんなに大きくはないのかもしれないですね。

いずれにしても、多分、委託を受ける方からすると、業務量の変化を一番嫌いますので、その点のリスクの話ですけれども、これは、今の話を総合すると、恐らく応募する方にとってくれということだと思いますので、説明会の場ででもここは説明をいただかないといけないのかなと。その可能性はありますと。ですから、パブリックコメントを含めて、もしかするとその点のリスクを、場合によっては、例えば追加発注みたいな形で金額に反映するとかというような御希望が出てくるかもしれないですね。これは本当によくわからないところではあるのですけれども、今の段階で、それを要項（案）に盛り込むのはしんどいかもしれません。つまり、ハードは同じでも、客が物理的に増えてくれば、もしかすると民間の対応が業務量的に増減するかもしれないということを私は申し上げたいということでございます。

○事務局 先ほどの部分ですけれども、実施要項（案）の20ページの18「設備更新等における事業者への措置」で、「入居官庁の変動等により事務量の変動が生じる場合」には、一応変更することがあると記載されておりますので、ここで読むのかなというふうに理解しているところでございます。

○稲生主査 なるほど。わかりました。

このほかはいかがでしょうか。もし御指摘事項があれば。

よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきたいと思います。
事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 本審議をもちまして、特段の実施要項内容の修正はないと思っておりますので、この実施要項（案）について、内閣府公共サービス改革推進室ホームページ上で公表するとともに、財務省さんにおいては、パブリックコメントを掛けてもらうということによろしいでしょうか。

○稲生主査 よろしいでしょうか。

（委員了承）

○稲生主査 結構だと思います。

それでは、本実施要項（案）については、今後実施される予定の意見募集の結果を踏まえまして、後日、入札監理小委員会で確認した上で、議了とする方向で調整を進めたいと思います。

これは、もう一回小委員会をやるということですね。

○事務局 パブコメの意見を踏まえて、小委員会の「事後打合せ」の中で御報告をさせていただきます。

○稲生主査 名古屋税関におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、御検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。
本日は、どうもありがとうございました。

（財務省退室・（独）中小企業基盤整備機構入室）

○稲生主査 「中小企業大学校における企業及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務並びに施設の運営等業務（東京校）」の実施要項（案）の審議についてですが、最初に、前回8月5日の入札監理小委員会の議論を踏まえた報告を（独）中小企業基盤整備機構経営基盤支援部人材支援グループ伊藤グループ長よりお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○伊藤グループ長 伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

5日の小委員会については、大変お世話になりました。ありがとうございました。

8月22日に御回答ということでさせていただいて、まずポイントの1つは、御指摘いただきました入札方法ですけれども、「研修業務」と「施設管理運営業務」を一括して対応させていただきたいという点でございます。

それから、引き続き今後実施していきたいというようなことで、競争参加者の拡充策を今回は引き続き実施したい。

さらに、年度ですけれども、3か年というお話もございましたけれども、内部等々の検

討を踏まえて、一応2年間ということではとさせていただきます。

さらに、開始時期については、年度開始日ということで、平成27年4月1日でございます。

既に先行しています8校の契約の変更時期に合わせて、東京校も同じ変更という形になりますけれども、そのときは、できるだけ多くの受託者の方々にチャンスをとというようなこともございまして、受託しやすいような方法ということで、一括なり、分割なり、それも改めて検討させていただければというようなことでございます。

詳細については、岩本から説明をさせていただきます。

○岩本審議役 岩本でございます。

資料2-1で、8月5日の本小委員会において御指摘いただいたことについて検討をしてまいりました。今、伊藤が申し上げましたとおり、2.の「対応方針」にも同じことを書かせていただいているわけですが、分割でということで8月5日には説明申し上げましたけれども、御指摘のとおり、入札単位については、研修業務と施設管理運営業務を一括して入札することといたしたいということでございます。

それから、8月5日の委員会でも御説明したとおり、競争参加者の拡充を図るための改善策を、東京校の実施要項の段階から盛り込んでいきたいということでございます。1つは、入札に係る十分なスケジュールの確保ですとか、委託業務範囲の改善とか、あとは、記載の平明化、様式の簡素化といったことで、やれることからやっていくということでございます。

それから、事業年度については、いろいろ先生方からも御意見いただきましたけれども、当機構としては、実施方針等を9校まとめて検討ができるように、他の8校と併せて平成27年、28年の2事業年度でやっていきたいということでございます。平成26年中に入札公告して、民間事業者の事業実施を26年度から準備を始めまして、対象事業年度の平成27年4月1日から速やかに実施することにしてございます。

それから、今後、8月5日のところで、機構から持ち上げさせていただきました1者応札の問題については、引き続き検討を進めつつ、次回のところでは反映できるような案として、また、持ち上げさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

本小委員会でも議論させていただいた方向でいろいろと御検討をいただきました。ただいまの御報告いただきました件について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思いますけれども、皆様いかがでしょうか。

先ほどお話ありましたけれども、できるところから行っていただくということで、前向きに御検討いただいたようでございます。いろいろ契約の期間については、全体9校まとめてそろえるということでございますので、小委員会でもそういう形で理解をさせていただいております。いずれにしても、実施していただいて、いろいろ柔軟に今後とも多数の

方に応募いただけるような、そういうような要項（案）ということで心がけていただければと思います。

よろしいでしょうか。

（委員了承）

○稲生主査 それでは、引き続き実施要項（案）について審議を行います。

再び、伊藤グループ長より御説明をお願いしたいと思います。説明は15分程度でよろしくをお願いいたします。

○伊藤グループ長 それでは、ただいまの回答を踏まえて具体的に実施要項に落とし込んだので、そのポイントについて岩本から説明させていただきます。

○岩本審議役 それでは、実施要項（案）について説明させていただきます。資料については、B-3が実施要項（案）でございます。これの主な変更点をページに沿いまして説明させていただきたいと思っております。

この実施要項については、前回、昨年この場でも御議論いただきました東京校を除く8校を対象とした民間競争入札実施要項をベースに、必要な修正とか加筆をさせていただいております。それと、先ほど申し上げました1者応札の関係のところに出てまいりました改善策について盛り込んでいこうということで作成をしております。

まず主な変更点ですけれども、2ページですが、2.の(1)(2)で、特に(1)の一番最後に、これからの研修等を実施するためにやっていく学校施設ですということが、2ページの(2)の上の2行のところに「等」を入れさせていただいております。これは何かといいますと、(2)にございますように、(2)の「また、」以降のところです。東京校の施設の一部を活用し、創業支援事業の実施を予定しております。これについては、創業をしようという方のために、東京校の宿泊施設の一部、今7階建ての宿泊施設ですけれども、その一部を使いまして創業支援事業を行っていこうということでございます。これについては、東京校が東大和市にございますので、多摩地域を中心に、女性とか若者、こういった方の創業とか、多摩地域に集積している中小企業の第二創業、こういったものの促進を図る支援サービスを研修施設と併せてやっていこうということでございます。これが1点でございます。

それから、3ページの2.の(4)です。事業年度については、平成27年度、28年度の2か年を対象にすることにしてございます。

それから、6ページには、東京校で行う研修の実施回数を書いてございます。これは予定ですけれども、平成27年度については、研修回数で86回、研修日数で延べの945日ということで計画してございます。これは平成26年度の実施したものと同程度で設定しております。平成28年度についても同様の規模で実施していく予定でございます。変更が生じた場合については、民間事業者と協議の上、委託費等についても変更していくことができるということにしております。

続きまして、10ページの「電力調達契約等について」という項目でございます。(9)

の⑧です。これについては、今まで民間事業者の方で100分の3までは負担していただいております。水道光熱費については、全て機構が負担することに変えていきたいと考えております。改善に当たりましては、民間事業者からの省エネ等の創意工夫を提案していただきまして、その取組について確認しながらやっていきたいと考えております。

それから、同じく10ページの4.の「実施期間に関する事項」です。これについては、平成26年度中に入札公告して、平成26年度から落札者による引継ぎを開始して、平成27年度から2年間の事業を実施していきます。

それから、ちょっと飛んでいただきまして、27ページの12.の(1)に「実施状況に関する評価の実施時期」という項目がございます。これについては、他の8校と終了時等も合わせておりますので、東京校についても、平成27年度事業が終了した時点で状況を調査し、本委員会等に報告をするということで進めてまいりたいと考えております。

それから、ちょっと戻っていただきまして、13ページには、「入札に係るスケジュール」が6.に掲げられております。これについては、先ほども改善策の中で申し上げたとおり、入札に係る十分なスケジュールを確保することを念頭に考えております。今のところ、入札公告については、平成26年10月下旬頃を考えております。それから、入札書の提出については、平成26年12月下旬でございます。昨年平成26年の東京校は一般競争入札でやりましたけれども、これらよりは営業日にして少しは長く確保できるのではないかと考えております。

それから、16ページでは、評価方法について記載がございます。従前どおり絶対評価における評価点で、今まで得点については4段階で、5点、3点、1点、0点という配点をしておったものを、今回は、施設の管理・運營業務に関する官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項標準例(26年5月21日に改定)を参考にさせていただきます。3点、2点、1点、0点と改めてございます。これによって企画点については200点満点が120点、それと連動して価格点は100点から60点ということで、企画点と価格点が2:1という比率については変わってございませんけれども、配点についてはこういうことで変更させていただいております。

それから、14ページと18・19ページに審査項目表がつけてございますけれども、この中で、今まで実績については、地域を限定して、大学校のエリア内での同種の実績を聞いておったわけですが、これについては、エリアを取っ払いまして、どこの地域でも同種の実績があれば企画書の中に盛り込んでいただくということに変えさせていただきます。

それから、これも14ページと24ページ、25ページに出てくるわけですが、再委託業務の明記で、今まで再委託を一括してできる業務がわかりづらいということがございました。また、そういうことが共同事業体を組む場合の障壁にもなっていたということがございますので、これについては明記させていただいて、24ページの一番最後のところに、なお書きで、清掃業務と植栽、保安警備、構内除排雪業務については、一括して再委託することができますということを明記させていただいております。

以上の変更を盛り込みまして、今回のこの資料は作成させていただいております。説明は以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

今回、何とか複数応札をいただけるようにということで先ほどお話しいたしましたけれども、いろいろと工夫を具体的にさせていただきまして、どうもありがとうございました。これを受けまして、御質問やコメントがあればと思いますけれども、皆様いかがでしょうか。

○小松専門委員 2ページの下から3行目に「図書館の運営」が加わっていると思うのですが、これは具体的にはどういう業務を想定されているのですか。

○岩本審議役 各地方では、図書室程度の規模ですけれども、東京校では20,000冊ほどの蔵書とか、それから、中小企業診断士養成課程を東京校では他の学校と違ってやっております、土日も講義のあるケースがあります。それから、いろいろ報告書をつくるときに参考図書を見られる研修生の方も大勢いらっしゃいますので、そういった図書の管理とか整理とかということをこの図書館ではやっていくということでございます。

○小松専門委員 これは従来どういうふうにされていたのですか。業者任せですか。

○岩本審議役 従来も業者に運営させていました。

○小松専門委員 図書だと、普通の清掃とかと違って、司書の資格が必要な人が要ると思うのですが、そういう人をどういうふうに確保していけばいいのかという、業務としてかなり異質なような気がします。

○岩本審議役 東京校の図書館と申してはおりますけれども、正式な図書館法で言う図書館には当たらず、司書等については特設配置ということはありません。

○小松専門委員 してないのですか。

○岩本審議役 ええ。

○小松専門委員 でも、何かちょっと普通の業務と違うような印象があるのですが、逆に言うと大丈夫なのですか。受ける側として、言ってみれば素人がやっても大丈夫なものなのですかということです。

○岩本審議役 従前の市場化テストを実施した平成23年、24年のときも、図書館の運営については、民間の事業者にやっていただいております。

○小松専門委員 問題がなければいいです。

○稲生主査 具体的には、民間としては何人ぐらい配置しているのですか。例えばカウンターに1人といろいろ整理に何人とか、そこら辺の情報は把握なさっておりますか。

○岩本審議役 ちょっとすぐ出てまいりませんが、配置は計画書に則って、大体多い月で1,200人ぐらいが活用していますので、それに対応できるぐらいの対応はさせていただいております。

○稲生主査 いずれにしても、今回つけ加えたというわけではなく、東京校では今までもお願いをしていたわけですね。

○岩本審議役 やっておりました。

○稲生主査 わかりました。

皆様、ほかにいかがでしょうか。

○小松専門委員 上のほうに、さっき御説明いただきましたけれども、創業支援事業実施があるのですけれども、これは具体的に管理の範囲とか内容とかというのがわからないと、応札する側としては困るのではないかと思うのです。

○伊藤グループ長 事業の主体は、私どもの機構の職員と、別途、そういう依頼する専門家が、この東京校の今回御審議いただいている事業とは別枠で回していくという形をとります。

それで、具体的に市場化、今回にかかわるものについては、設備管理というのは、例えばボイラー等も、食堂の下にボイラーがあって、配管でA棟、B棟に熱・水道を回したりしておりまして、設備については、物理的にそれを区分けすることはできませんので、そちらは、設備管理については今回この市場化の業者の方々をお願いすると。

ただし、今の現在の寮の形とこういった施設ができたときに何が違うかというのは、今いろいろ詰めているところで、恐らく土日が今まで以上に稼働することが多くなるであろうと。創業支援施設でございますので、ある程度土曜日・日曜日に御利用いただいて、そこでビジネスプランを練っていただいたりしていくという形をとりますので、そうになると、例えばそういった設備の関係の担当者の方の人件費をそれ見合いにもっと上積みするとかというような工夫は、当然、仕様書の中に今後生かしていきたいと思っています。

清掃については、同じフロアの仕切りを変えて、そういうオープンスペースで自由に利用できるタイプとか、あるいは、個室で事業計画を練るタイプとか、そういったものを御用意していきますので、基本的に面積は一緒なので、清掃については、それほど大きく金額が変わることはないのかなと。

ただ、今、各部屋にベッドが今345くらいA棟についてはございますので、そこを撤去して、そういう共同オフィススペースにします。そういった場合は、リネン関係の手間が省けたりはするのかなということ、ある面ではその辺の工数を考える場合にちょっと低くなっていくのかなと。その辺は、今後具体的なそういった創業支援施設を今後つくり込んでいきますので、具体的に運営のソフト面と併せて、設備にどれだけ負荷がかかってくるのか、あるいは負荷が軽減されるのか、そういう観点から精査して仕様書の中に反映していきたいと思っております。

○小松専門委員 特に清掃だろうと思うのですけれども、宿泊施設とそういうオフィスといますか実験場とか、どういうことをされるかわからないのですけれども、かなり違うと思うのですね。実際にどういう運営をするかということが多分まだ十分詰まっていないうらうとは思っているのですけれども、例えば清掃をするにしても、そのスペースの中に

個室とかそういうところまで入ってやるのかやらないのか、その辺がはっきりしないと人手も算出できないし、どのくらいの頻度でやればいいのかとか、そこを決めないと多分応札できないのではないかという気がするのですけれどもね。私は大学ですけれども、大体週1回ぐらい中は清掃してもらっているのですが、そういうふうにすると随分違うし、逆に言うと、入ったら困ると言う人もいるだろうし、その責任分担みたいなことですね。そこがある程度はっきりしてないと積算もできないのではないかなとちょっと思ったりはするのですけれども、そこはまだ詰まってないということですか。

○伊藤グループ長 9月中旬以降は、具体的に、要は利用予約的な募集を随時進めていきたいと思っていますので、その料金をどうするかとか、あるいは施設の利用条件ですね。先生がおっしゃったような、どういうタイミングで清掃なりを御希望されるのかとかですね。ある程度そういうものを想定して作り込んで、こういう条件で従来の研修で使っていた施設とはここがこう違って、その分負荷が高まれば当然その費用も上積みという形になるでしょうし、その辺は今後具体的にちょっと詰めていきたいなと思っています。

○稲生主査 ちなみに、創業支援の関係の事業が始まるのはいつ頃を想定されているのですか。来年度ですか。

○伊藤グループ長 まずは一度、共同利用できる、いわゆる共通オフィスの大部屋は11月末くらいには一部オープンはしたいなと思っています。それで、随時、要は改修工事に合わせて個室部分とかをつくり込んでいきまして。まだ業者は決まってないのですけれども、いろいろ情報なりを収集すると、大体2月末から3月くらいには竣工できるかなといったようなスケジュール感で今は進めております。

○稲生主査 その間は結構騒音が出ると思うのですけれども、研修事業には影響はないのですか。

○伊藤グループ長 ちょうど受講者の方が寮を利用するタイミングのときには、工事はもう終了しているという形をとりますので、日中は校舎の教室に移動して研修を受けられますので、その辺の騒音の問題はないような形を今考えています。

○稲生主査 ですから、1行でさらっと「東京校の施設の一部を活用し、創業支援事業の実施を予定している」というこの文言を応募される方たちがどう読むかだと思うのですね。ですから、場所を特定するなり規模感を。確かに、仕様書が決まった段階で、また、いろいろと変更していくということでもいいのしょうけれども、ただ、時期的には10月下旬に公告を出すわけですね。それまでにどれだけ具体化できるかがちょっと気になるころではありますね。

○伊藤グループ長 一応利用者数としては、実施要項にも出ているのですけれども、50ページの（特記事項）の2.で、「東大和寮A棟の一部において創業支援事業を実施する場合の改修内容」ということで、改修前と改修後で、特に改修後の②で3階4階5階の3つのフロアをどういうふうを活用するのかということ、事務室があって、これはいわゆる個室タイプで、これが大体36室。あと、シェアオフィスというのは要は共同の部屋にな

りますけれども、大体4人の6室で24人で、大体60人規模の利用者の活用の規模感ということで、今、この段階までは大体詰まっております。

○稲生主査 基本的には、何か特別な実験機器を貸し出せるとかそういうことではないわけですか。

○伊藤グループ長 それはないです。

○稲生主査 単純に間仕切りをつくってという感じでございますか。

○伊藤グループ長 はい。ターゲットが身近な創業で、例えば地域でネイルサロンをオープンしたいとか、飲食業とか、あとは、IT施設も整えますので、IT系のそれこそパソコン1台で商売もできるようなこととか、設備を要するようなのは、西東京にあります技術センターなどの施設がございますので、そういうところを御活用いただくということですね。

○稲生主査 わかりました。

ほかに、先生方いかがでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から確認すべき事項はございますか。

○事務局 今、委員の皆様から御指摘いただいた点を機構側と協議いたしまして、改めて御報告申し上げたいと思います。

○稲生主査 それでは、本実施要項（案）については、これはもう一度小委員会をやりませんか。

○事務局 パブリックコメント結果いかによっては小委員会を開催するというところでございます。

○稲生主査 わかりました。

今後実施される予定の意見募集の結果を、場合によっては後日入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

中小企業基盤整備機構様におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。本日はどうもありがとうございました。